

＜法案の説明書による主な変更点＞

- a. 大統領候補者の要件を 25 年以上ロシアに居住しており、かつ、外国籍や外国に永住権を有しない者とする。
- b. 連邦構成体政府知事、連邦院（上院）および国家院（下院）議員、首相、副首相、閣僚、連邦機関の長、裁判官も同様に、外国籍や外国に永住権を有しない者に限定する。
- c. 労働最低賃金は、最低生活水準を下回らないものとする。さらに、年金、社会的給付などに対する物価スライド（インデクセーション）を保証する。
- d. ロシア憲法との矛盾につながりうる国際条約は、ロシアにおいて強制力を有しないものとする。
- e. 首相、副首相、閣僚、連邦機関の長は下院の承認を得た上で大統領が任命する。
- f. 大統領が管轄する連邦レベルの治安・法執行機関の長および連邦構成体検事の任免は上院との協議の上で行われる。
- g. 上院は、裁判官の名誉・尊厳を汚すなどの行為をしたり、法令に定められている裁判官の権限を行使できなくなったりした場合、憲法裁判所、最高裁判所、控訴審裁判所（第二審）、破棄審裁判所（第三審）（注）の裁判官を、大統領の提案に基づき、罷免する権限を有する。
- h. 憲法裁判所に、大統領から要請があった場合、上院の採択後、大統領が署名する前に、法律の合憲性を確認する権限を付与する。
- i. 内政・外交政策の基本方針と社会経済発展の優先方向性を定める国家評議会を創設する。

（注）ロシアの裁判制度は三審制ではなく四審制（一般裁判）および五審制（商事裁判）。